

陳 情 文 書 表

令和7年12月定例会

令和7年分陳情第32号

総務環境委員会

受理年月日	令和7年11月10日
件名	市庁舎内における職員組合事務所及び売店使用に関する見直しについての陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>〔陳情趣旨〕</p> <p>富山市役所本庁舎内には、第三者団体である市職員組合が事務所として一室を使用しており、市は「職員の勤務条件改善や共済等の業務において職員との連携が必要である」との理由から、富山市行政財産使用料条例第5条第1項第2号に基づき、使用料を全額免除しているとされています。</p> <p>しかし、これらの業務内容は、必ずしも庁舎内でなければ遂行できない性質のものとは言い難く、庁舎外に事務所を設置しても業務遂行が可能であると考えられます。</p> <p>また、庁舎内のスペースは公共財である以上、市民や来庁者の利便性向上、市職員の働きやすい環境整備などの観点から公共性、必要性に基づいた最適活用が求められます。</p> <p>さらに、市職員組合が運営する売店についても、同様に使用料が90%減免されている一方で、庁舎内には通常賃料に基づき運営されているコンビニエンスストアが存在しており、公平性及び合理性の観点で再検討が必要であると考えます。</p> <p>つきましては、以下の点について見直しを要望いたします。</p>	
〔陳情項目〕	
1 市職員組合が市役所本庁舎内に事務所を設置する具体的かつ合理的な必要性（庁舎外では代替できない理由）について、市民に分かる形で明確に説明すること。（例えば、市職員の労働環境は劣悪で昼休憩も与えられず、暴力や脅しで労働を強要させ、給与もまともに支払ってもらえない状況が全く改善せず、市長にも申入れを行っても一向に改善せず、問題が起こるたび市職員組合の職員が毎日、富山市と交渉を行わなければならない状況のため庁舎内に事務所を設置しなければならないなど）	
2 もし、継続使用の合理性が認められない場合、当該スペースを、例として子育て	

て中の市職員向け託児室、子連れの来庁者の一時預かり等、より公共性、有益性の高い用途に転換すること。

3 市職員組合が庁舎内で運営している売店について、既存コンビニエンスストア等との公平性の観点から、使用料減免の継続の妥当性を再検討すること。